

2019年 1月21日 9時26分

長崎地方法務局 訟務

NO. 3029 P. 2

副本

平成28年(ワ)第159号、同29年(ワ)第135号

新安保法制違憲国賠訴訟事件

原 告 [REDACTED] 210名

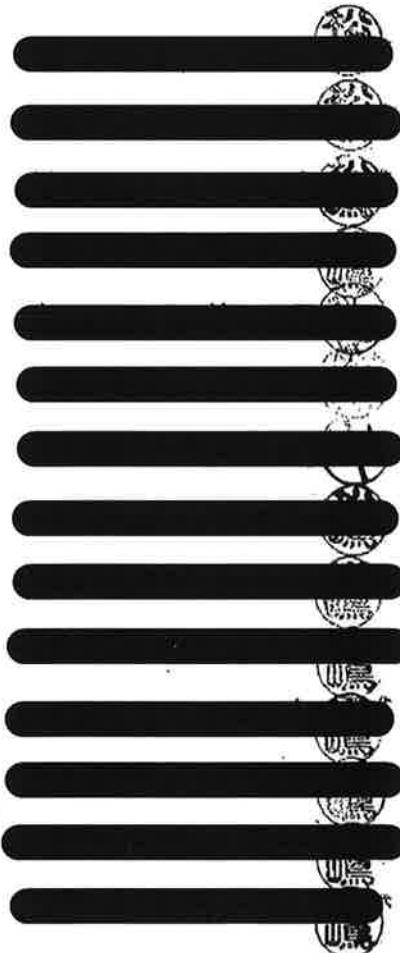
被 告 国

準備書面(5)

平成31年1月21日

長崎地方裁判所民事部合議B係 御中

被告指定代理人



2019年 1月21日 9時26分

長崎地方法務局 訟務

NO. 3029 P. 3



第1 原告ら準備書面(10)に対する認否	4
1 「第1 はじめに」について (3ないし5ページ)	4
2 「第2 国連平和維持活動協力法の『駆け付け警護』等の違憲性」について (5ないし15ページ)	5
3 「第3 南スーダンの実態と改正国連平和維持活動協力法適用の違憲性」に ついて (15ないし29ページ)	11
4 「第4 南スーダンPKOにおける情報の隠蔽」について (29ないし37 ページ)	21
5 「第5 米軍等の武器等防護とその違憲性」について (37ないし47ペー ジ)	21
6 「第6 駆け付け警護等及び武器等防護による原告らの権利侵害」について (47ないし52ページ)	25
第2 原告ら準備書面(10)に対する反論	25
1 原告らの主張	25
2 被告の反論	26
第3 結語	26

被告は、本準備書面において、原告らの2018（平成30）年1月9日付け「準備書面(10)（駆け付け警護と武器防護）」（以下「原告ら準備書面(10)」という。）に対し、必要と認める限度で認否及び反論を行う。

なお、略語等は、本準備書面にて新たに定めるもののほか、従前の例による。

第1 原告ら準備書面(10)に対する認否

1 「第1 はじめに」について（3ないし5ページ）

(1) 「1 新安保法制法の駆け付け警護・武器等防護の違憲性と危険性」について（3ないし5ページ）

ア 第1段落について

平和安全法制関連2法が平成28年3月29日に施行されたこと、同年11月15日の閣議決定により、南スーダン国際平和協力業務実施計画に国際平和協力法3条5号ラに掲げる業務が追加されたこと、平和安全法制整備法による自衛隊法の改正により自衛隊法95条の2の規定が新設されたことは認め、海上自衛隊の護衛艦による米海軍補給艦の警護の実施状況について逐一認否することは、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあることから（民事訴訟法223条4項1号参照）、これを明らかにすることができない。

イ 第2段落について

原告らの意見ないし評価であり、認否の限りでない。

ウ 第3段落について

政府が、平成29年3月10日、同年5月末までに南スーダン共和国（以下「南スーダン」という。）に派遣されていた自衛隊の部隊を撤収することを決定し、同月27日までに順次帰国、派遣施設隊は同月31日をもつて廃止されたことは認め、その余は原告らの意見ないし評価であり、認否

の限りでない。

エ 第4及び第5段落について

原告らの意見なし評価であり、認否の限りでない。

(2) 「2 原告らの権利侵害」について（5ページ）

原告らに国賠法の救済が得られる具体的な権利ないし法的利益の侵害があるとの主張であると解した上で、争う。

(3) 「3 請求の原因の追加」について（5ページ）

認否の限りでない。

2 「第2 国連平和維持活動協力法の『駆け付け警護』等の違憲性」について（5ないし15ページ）

(1) 「1 改正された国連平和維持活動協力法の内容」について（5ないし9ページ）

ア 「(1)」及び「(2)」について

平和安全法制整備法により、国際平和協力法において、いわゆる安全確保業務（同法3条5号ト）及びいわゆる駆け付け警護（同号ラ）の業務が新規に規定されたこと、いわゆる安全確保業務やいわゆる駆け付け警護の業務に関する必要な武器使用権限（同法26条）や、いわゆる宿営地の共同防護のための武器の使用権限（同法25条7項）も新規に規定されたこと、国際連合（以下「国連」という。）が統括しない枠組みの下で国際の平和と安全を維持することを目的として行われる国際連携平和安全活動（同法3条2号）が加えられたことは認め、その余は原告らの意見なし評価であり、認否の限りでない。

イ 「(3)」について

(ア) 第1ないし第3段落について

平和安全法制整備法による改正前の国際平和協力法において、「自己

又は自己と共に現場に所在する他の隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理下に入った者の生命又は身体を防衛するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合」に武器の使用が認められていたこと、平和安全法制整備法による改正後の国際平和協力法において、いわゆる安全確保業務（同法3条5号ト）、いわゆる駆け付け警護の業務（同号ラ）及び「イからネまでに掲げる業務に類するものとして政令で定める業務」（同号ナ）が規定されていること、同法3条1号及び同条2号に「紛争による混乱に伴う切迫した暴力の脅威からの住民の保護」という文言が記載されていることは認め、その余は、原告らの意見なし評価であり、認否の限りでない。

なお、原告らが国際平和協力法3条5号ラの条文として引用する部分のうち、「国際連携平和活動及び人道的な国際救援活動」とある部分は、「国際連携平和安全活動若しくは人道的な国際救援活動」が正しい。

(イ) 第4段落について

国際平和協力法6条1項が、「内閣総理大臣は、我が国として国際平和協力業務を実施することが適當であると認める場合であつて、次に掲げる同意があるとき（国際連合平和維持活動又は国際連携平和安全活動のために実施する国際平和協力業務であつて第三条第五号トに掲げるもの若しくはこれに類するものとして同号ナの政令で定めるもの又は同号ラに掲げるものを実施する場合にあつては、同条第1号イからハまで又は第2号イからハまでに規定する同意及び第一号又は第二号に掲げる同意が当該活動及び当該業務が行われる期間を通じて安定的に維持されると認められるときに限り、人道的な国際救援活動のために実施する国際平和協力業務であつて同条第五号ラに掲げるものを実施する場合にあつ

ては、同条第三号に規定する同意及び第三号に掲げる同意が当該活動及び当該業務が行われる期間を通じて安定的に維持され、並びに当該活動が行われる地域の属する国が紛争当事者であるときは、紛争当事者の当該活動及び当該業務が行われることについての同意があり、かつ、その同意が当該活動及び当該業務が行われる期間を通じて安定的に維持されると認められるときに限る。)は、国際平和協力業務を実施すること及び実施計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。」と規定していることは認める。

ウ 「(4)」について

平和安全法制整備法による改正前の国際平和協力法において、「自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員、隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理下に入った者の生命又は身体を防衛するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合」に武器の使用が認められていたこと、平和安全法制整備法により、国際平和協力法において、いわゆる安全確保業務（同法3条5号ト）及びいわゆる駆け付け警護（同号ラ）の業務が新規に規定されたこと、いわゆる安全確保業務やいわゆる駆け付け警護の業務に関する必要な武器使用権限（同法26条）も新規に規定されたことは認め、その余は、原告らの意見なし評価であり、認否の限りでない。

エ 「(5)」について

平和安全法制整備法による改正後の国際平和協力法において、同法9条5項の規定により派遣先国において国際平和協力業務に従事する自衛官は、その宿営する宿営地であって当該国際平和協力業務等に従事する外国の軍隊の部隊の要員が共に宿営するものに対する攻撃があったときは、当該宿営地に所在する者の生命又は身体を防護するための措置をとる当該要

員と共同して、同法25条3項の規定による武器の使用をすることができるとされたこと（同法25条7項）は認め、その余は、原告らの意見ないし評価であり、認否の限りでない。

(2) 「2 改正された国連平和維持活動協力法の違憲性」について（9ないし13ページ）

ア 「(1)」について

平成3年9月27日の衆議院平和安全特別理事会において、「自己保存のための自然権的権利というべきものであるから、そのために必要な最小限の『武器の使用』は、憲法9条第1項で禁止された『武力の行使』には当たらない。」と説明されたこと、平成8年5月7日の参議院内閣委員会において、内閣法制局第一部長が、原告らが引用する内容の発言をしたことは認め、その余は、原告らの意見ないし評価であり、認否の限りでない。

イ 「(2)」について

平和安全法制整備法により改正された国際平和協力法において、いわゆる安全確保業務（同法3条5号ト）及びいわゆる駆け付け警護（同号ラ）の業務が新規に規定されたこと、いわゆる安全確保業務やいわゆる駆け付け警護の業務に関する必要な武器使用権限（同法26条）も新規に規定されたこと、平成14年2月5日衆議院議員金田誠一君提出「戦争」「紛争」「武力の行使」等の違いに関する質問に対する答弁書において、「憲法第9条第1項の『武力の行使』とは、基本的には国家の物理・人的組織体による国際的な武力紛争の一環としての戦闘行為をいう」と、「『国際的な武力紛争』とは、国家又は国家に準ずる組織の間において生ずる武力を用いた争いをいう」と説明しているごと、平成27年8月25日の参議院の我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会において、安倍晋三内閣総理大臣が、「これまで、駆け付け警護に伴う武器使用について、

これを国家又は国家に準ずる組織に対して行った場合には憲法第九条が禁じる武力の行使に該当するおそれがあるとされてきたわけであります。今般のPKO法改正においては、参加五原則が満たされており、かつ派遣先国及び紛争当事者の受け入れ同意が我が国の業務が行われる期間を通じて安定的に維持されると認められることを要件として駆け付け警護を行うことができることとしたわけでございます。このような要件を前提とすれば、国家又は国家に準ずる組織は全て自衛隊の受け入れに同意をしているわけであります。国家又は国家に準ずる組織が敵対するものとして登場してこないことは明らかでございまして、また、仮に当該同意が安定的に維持されると認められなくなった場合には、当該業務を中断の上、終了することとなるわけでございます。このように、自衛隊が憲法の禁ずる武力の行使を行うことはなく、駆け付け警護の実施が憲法第9条との関係で問題となることはないわけであります。」と述べたことは認める。

ウ 「(3)」について

原告らの意見なし評価であり、認否の限りでない。

エ 「(4)」について

いわゆるPKO参加5原則が、①紛争当事者の間で停戦の合意が成立していること、②国連平和維持隊が活動する地域の属する国及び紛争当事者が当該国連平和維持隊の活動及び当該国連平和維持隊への我が国の参加に同意していること、③当該国連平和維持隊が特定の紛争当事者に偏ることなく、中立的な立場を厳守すること、④上記の原則のいずれかが満たされない状況が生じた場合には、我が国から参加した部隊は撤収することができること、⑤武器使用は要員の生命等の防護のための必要最小限のものを基本とし、受け入れ同意が安定的に維持されていることが確認されている場合、いわゆる安全確保業務及び駆け付け警護の実施に当たり、自己保存型

及び武器等防護を超える武器使用が可能であること、国際平和協力法が平成4年に制定されたこと、平和安全法制整備法による改正前の国際平和協力法において、「自己又は自己と共に現場に所在する他の隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理下に入った者の生命又は身体を防衛するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合」に武器の使用が認められていたこと、国際連合安全保障理事会（以下「国連安保理」という。）の決議により、文民の保護が優先任務とされている国際連合平和維持活動があることは認め、その余は、原告らの意見ないし評価であり、認否の限りでない。

オ 「(5)」について

原告らの意見であり、認否の限りでない。

カ 「(6)」について

平和安全法制整備法により改正された国際平和協力法25条7項において、同法9条5項の規定により派遣先国において国際平和協力業務に従事する自衛官は、その宿営する宿营地であって当該国際平和協力業務等に従事する外国の軍隊の部隊の要員が共に宿営するものに対する攻撃があったときは、当該宿营地に所在する者の生命又は身体を防護するための措置をとる当該要員と共同して、同法25条3項の規定による武器の使用をすることができるとされたこと、「南スーダン派遣施設隊第5次要員に係る教訓要報」（甲A第87号証）11ページにおいて、「同月（引用者注：平成25年12月）24日朝、UNMISのDSS（治安安全部門顧問）からUNトンビン地区警備施設強化命令がメールにて伝達され、トンビン地区の東西にフェンス付近のゲートや新たな望楼の設置、監視網、火網の連携、清掃等の実施事項が示され、火網の連携を除く事項を実施した」と記載されていることは認め、その余は、原告らの意見ないし評価であるか、

争点と関連しないので、認否の限りでない。

(3) 「3 国連PKOの変質と駆け付け警護等」について（13ないし15ページ）

争点と関連しないので、認否の要を認めない。

3 「第3 南スーダンの実態と改正国連平和維持活動協力法適用の違憲性」について（15ないし29ページ）

(1) 柱書きについて（15及び16ページ）

原告らの意見ないし評価であり、認否の限りでない。

(2) 「1 南スーダン派遣部隊への新任務等の付与」について（16ページ）

ア 第1段落について

平成28年11月15日の閣議決定により、南スーダン国際平和協力業務実施計画に国際平和協力法3条5号ラに掲げる業務が追加されたこと、「新任務付与に関する基本的な考え方」（平成28年11月15日内閣官房、内閣府、外務省、防衛省。以下「28.11考え方」という。甲A第89号証）に「我が国が派遣しているのは、自衛隊の施設部隊であり、治安維持は任務ではない」、「実際の現場においては、自衛隊が近くにいて、助ける能力があるにもかかわらず、何もしない、というわけにはいかない」、「そもそも治安維持に必要な能力を有していない施設部隊である自衛隊が、他国の軍人を『駆け付け警護』することは想定されない」と記載されていることは認める。

イ 第2段落について

28.11考え方によると、「一つの宿営地を、自衛隊の部隊の他、ルワンダ等、いくつかの部隊が活動拠点としている。このような宿営地に武装集団による襲撃があり、他の要員が危機に瀕している場合でも、これまででは、自衛隊は共同して対応することはできず、平素の訓練にも参加できなかった。

しかし、同じ宿営地にいる以上、他国の要員がたおれてしまえば、自衛隊員が襲撃される恐れがある。他国の要員と自衛隊員は、いわば運命共同体であり、共同して対処した方が、その安全を高めることができる」と記載されていること、国際平和協力法25条7項に「第9条5項の規定により派遣先国において国際平和協力業務に従事する自衛官は、その宿営する宿営地（中略）であって当該国際平和協力業務に係る国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動又は人道的な国際救援活動に従事する外国の軍隊の部隊の要員が共に宿営するものに対する攻撃があったときは、当該宿営地に所在する者の生命又は身体を防護するための措置をとる当該要員と共同して、第3項の規定による武器の使用をすることができる。（以下省略）」と規定していることは認め、その余は原告らの意見なし評価であり、認否の限りでない。

(3) 「2 南スーダンへの改正法適用の基本的問題点」について（17及び18ページ）

ア 第1及び第2段落について

平成28年（2016年）7月にキール大統領派とマシャール前第一副大統領派との間で武力衝突があったことは認め、その余は原告らの意見なし評価であり、認否の限りでない。

イ 第3段落について

「UNMISにおける自衛隊施設部隊の活動終了に関する基本的な考え方」（平成29年3月10日内閣官房、内閣府、外務省、防衛省。以下「29. 3考え方」という。甲A第90号証）に「5月末を目途に、自衛隊の施設部隊を撤収」する旨記載されていること、政府が、平成29年3月10日、同年5月末までに自衛隊の部隊を撤収することを決定し、同月27日までに派遣施設隊が順次帰国したことは認め、その余は原告らの意

見ないし評価であり、認否の限りでない。

ウ 第4及び第5段落について

認否の限りでない。

エ 第6段落について

国際連合南スーダン共和国ミッション（以下「UNMISS」という。）

において、平成25年（2013年）12月の衝突を受け、平成26年（2014年）5月の国連安理会決議第2155号において文民の保護が優先任務とされたとの限度で認める。

オ 第7段落について

認否の限りでない。

(4) 「3 国連南スーダンPKO (UNMISS)」について（18及び19ページ）

ア 第1段落について

認める。

ただし、「国連南スーダンPKO」とあるのは、「国連南スーダン共和国ミッション」が、「創設された国連PKO」とあるのは、「創設された国連PKOミッション」が、「2011年11月15日に自衛隊の派遣を決定」とあるのは、「平成23年（2011年）11月15日に我が国要員の派遣を決定」が、「2016年11月新任務を付与されて派遣された第11次隊」とあるのは、「平成28年（2016年）11月、南スーダン国際平和協力業務実施計画に駆け付け警護の業務を追加すること等を内容とする閣議決定を経て派遣された第11次要員」とするのが正しい。

イ 第2段落について

(ア) 第1文及び第2文について

南スーダンにおいて平成25年（2013年）12月に発生した衝突

を受け、平成26年（2014年）5月27日に国連安保理が決議第2155号を採択し、文民保護を優先任務としたこと、同決議が、前文において、主要な当事者の同意、不偏性、自衛及び任務の防衛のため以外の実力不行使といった国連PKO原則を再確認していることは認め、同決議が「国連PKO部隊の兵力の上限も引き上げた」とする点は否認し、その余は原告らの意見なしし評価であり、認否の限りでない。

UNMISの軍事要員の上限が7000名から1万2500名に引き上げられたのは、平成25年（2013年）12月の国連安保理決議第2132号によるものである。

(イ) 第3文について

平成27年（2015年）8月21日付け国連事務総長の報告の内容については否認し、原告ら指摘の報道については特定がなく、不知。

上記報告が報告している期間は、平成27年（2015年）4月から8月までであり、「2014年4月から8月まで」ではない。また、上記報告では、地位協定違反（移動の自由の制限及びその他の地位協定違反であり、UNMISに対する攻撃に限らない。）が102件報告されており、うち92件が政府治安機関（南スーダン政府軍に限らない。）によるものと指摘されている。

(5) 「4 南スーダンPKOの経過の概要とその実態」について（19ないし26及び53ないし56ページ）について

ア 柱書き及び原告ら準備書面(10)別表について

原告らの意見なしし評価や、争点と関連しない主張も含まれていることから、本準備書面で認否した部分を除き、認否の限りでない。

イ 「(1) 南スーダンにおける対立関係」について

南スーダンが平成23年7月にスーダン共和国から独立したこと、平成

25年7月、南スーダンの与党であるスーダン人民解放運動（SPLM）内部で権力闘争が起き、キール大統領がマシャール前第一副大統領を含む全閣僚を解任したことに端を発し、同年12月にジュバにおいて、キール大統領派とマシャール前第一副大統領派との間で衝突が発生したこと（なお、平成25年12月当時、「SPLA/IO」との名称は使用されていなかった。）、上記衝突以降、上記両者間の衝突や暴力行為が各地に拡大し、多数の死傷者、難民及び国内避難民が発生したこと、政府開発機構（IGAD）や周辺諸国の仲介もあり、平成27年8月にキール大統領及びマシャール前第一副大統領等が「南スーダンにおける衝突の解決に関する合意文書」に署名したこと、平成28年4月にマシャール前第一副大統領がジュバに帰還し、上記合意文書に基づく国民統一暫定政府が樹立されたことは認める。

また、原告らの指摘する「2016年1月21日付けの国連報告書」が、UNMISSと国連人権高等弁務官事務所の共同で、平成27年12月4日付けで発出（平成28年1月21日プレスリリース発出）された報告書を指すものであれば、同報告書に、平成25年に起きた衝突とその多方面にわたる影響により、民間人の人権と生活条件に重大な影響が生じている旨の記載があることは認める。

ウ 「(2) 2016年7月、首都ジュバで何が起きたか」について

(7) 第1段落について

平成28年（2016年）7月7日以降、首都ジュバにおいてキール大統領派とマシャール前第一副大統領派との間で武力衝突が発生し、死傷者が出了こと、UNMISSの中国部隊要員2名が死亡したこと、外国人援助関係者等がUNMISS司令部近傍のテインホテルにおいて政府軍兵士等に暴行を受けたとして裁判が行われていること、同月10

日から 11 日にかけて我が国の派遣施設隊の宿營地近傍にあるビルにマシャール前第一副大統領派が立てこもり、銃撃戦が行われたことは認め、その余は原告らの意見ないし評価であり、認否の限りでない。

(イ) 第2段落について

ジュバの危険度が平成28年7月11日にレベル4（退避勧告）に引き上げられたこと、同日に原告らが引用する官房長官の発言があったこと、同月13日に国際協力機構（JICA）の手配したチャーター機により、邦人47名を含む関係者93名がジュバからケニアのナイロビに到着したことは認める。

(ウ) 第3段落について

平成28年9月16日、国連難民高等弁務官事務所が、同年7月8日以降の避難者18万5000人以上を含め、南スーダンからの国外避難民の数が100万人に到達したと発表したことは認める。

(エ) 第4段落について

マシャール前第一副大統領とその一部の側近が平成28年（2016年）7月11日以降にジュバから退避したこと、キール大統領が同月25日にマシャール氏を第一副大統領から解任したことは認める。

(オ) 第5段落について

マシャール前第一副大統領がジュバから退避し、ジュバが平穏となつたこと、マシャール前第一副大統領について、「(引用者注：平成28年10月) 20日、NHKの単独インタビューに応じました。この中でマシャール氏は、去年衝突の鎮静化のため大統領派と結んだ和平協定について、『今の政権は和平協定を履行しておらず、協定は完全に崩壊した。』と述べました。そのうえで、『和平協定に戻るための政治プロセスがない以上、われわれにどんな選択肢があるというのか。自分たちを守るた

めの武力による抵抗だけだ。』と述べて、今後も政府軍に対する武力闘争を続ける考えを強調しました。」との報道がなされたことは認める。

エ 「(4) (マ) 戦闘と人権侵害の実態」について

(ア) 柱書きについて

認否の限りでない。

(イ) 「ア」ないし「ウ」について

原告らが各報告書の内容として引用する部分については、次の a ないし e の点を除き、各報告書に原告らが引用する内容と同趣旨の内容が記載されていることは認め、その余は原告らの意見ないし評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

a イ第3段落に「欠如が混乱を招き、暴力への対応ができなかった」

(22ページ下から6行目) とあるのは、「欠如が、暴力に対する、混乱し、かつ非効果的な対応につながった」が正しい。

b イ第4段落に「責任がある」(22ページ下から3行目) とあるのは、「対応しなかった」が正しい。

c イ第5段落に「UNMISSは、戦闘後の性的暴力、略奪も含め、それらへの対処ができなかった。」(23ページ8及び9行目) とある部分については、該当箇所が不明であり、不知。

d ウ第7段落に「国連人道問題共同事務所(OCHA)」(24ページ12行目) とあるのは、「国連人道問題調整事務所(OCHA)」が正しい。

e ウ第7段落に「POCサイト1, 2」(24ページ14行目) とあるのは、「POCサイト1, 3」が正しい。

オ 「(4) その後の推移と武力紛争の継続」について

(ア) 「ア」について

a 第1段落について

平成28年7月の武力衝突を受け、国連安保理が同年8月12日、決議第2304号により、南スーダンの首都ジュバ及びその周辺の治安改善等を任務として、4000名の地域保護部隊を含む1万7000人を上限とするUNMISの部隊の増設を決定したこと、国連文民保護サイト、その他の国連設備、国連職員、国際的及び国内的人道支援者、又は文民に対する攻撃を計画していると確信できる、又は、攻撃を実施するいかなる主体に対して、迅速かつ効果的に対処することを承認したことは認める。

b 第2段落について

平成28年9月に現地視察をしたアメリカ合衆国のパワーワーク常駐代表（当時）が、原告ら引用の発言をしたことは不知、その余は原告らの意見ないし評価であり、認否の限りでない。

c 第3段落について

平成28年10月8日、稲田朋美防衛大臣（当時）が南スーダン共和国に派遣されていた自衛隊の部隊の視察等をし、臨時の記者会見において、「今日見たのはジュバの市内でありますけれども、7月の衝突がありましたが、落ち着いてくるということを目で見ることができ、また、関係者からも聞くことができました。」と述べたこと、同日、中央エクアトリア州で、民間人を乗せたトラックが襲撃され、21名が死亡したとの報道がされたこと、同月16日、南スーダン政府軍の報道官が、北東部マラカル付近で週末（同月15日及び16日）に起きた政府軍と反主流派との衝突により56名以上の反乱者及び4名の政府軍兵士が死亡したと発表したとの報道がされたことは認める。

d 第4段落について

国連のアダマ・ディエン事務総長特別顧問が、平成28年11月1日、ジubaにおける記者会見において、民族的理由に基づく暴力がエスカレートする強いリスクが存在し、ジェノサイドに発展する可能性がある、止めるための行動が今とられなければ、ジェノサイドに発展しかねない、民族に基づく憎悪や市民を標的とする行為等の拡大の兆候は至る所に存在する、現時点では、これはまだ民族浄化ではない、ジェノサイドは起きていない旨を述べたことは認める。

(イ) 「イ」について

平成29年3月17日に実施されたアフリカ連合平和安全保障理事会におけるシアラー南スーダン担当事務総長特別代表のステートメントの要旨が、原告らの主張と同旨であることは認める。

ただし、第3段落末尾に「いつものことのように行われている」とあるのは「概して起きている」が正しい。

(ウ) 「ウ」について

原告らの意見なし評価であり、認否の限りでない。

(6) 「5 PKO参加5原則とその破綻」について (26及び27ページ)

ア 第1及び第2段落について

政府の「説明」が特定されておらず、不知。

イ 第3段落について

28. 11考え方による原告らが引用する記載があることは認め、その余は原告らの意見なし評価であり、認否の限りでない。

なお、「南スーダン政府と反主流派とも」とあるのは、「南スーダン政府と反主流派双方とも」とするのが正しい。

ウ 第4段落について

原告らの意見なし評価であり、認否の限りでない。

(7) 「6 駆け付け警護の危険な実態」について（27及び28ページ）

ア 第1段落について

認める。

イ 第2段落について

テレインホテル事件の容疑者に関して、ジュバ市内の軍事法廷で裁判が行われていること、テレインホテルの事件を含む平成28年7月の衝突事案への対処に関し、国連事務総長がUNMISのケニア出身のオンドイエキ軍司令官を交代させたことは認める。なお、「住民保護」とあるのは「文民保護」とするのが正しい。

ウ 第3段落について

原告らの意見ないし評価であり、認否の限りでない。

(8) 「7 宿营地共同防護の危険性と問題点」について（28ページ）

ア 第1段落について

国際平和協力法25条7項において、「第9条第5項の規定により派遣先国において国際平和協力業務に従事する自衛官は、その宿営する宿营地（中略）であつて当該国際平和協力業務に係る国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動又は人道的な国際救援活動に従事する外国の軍隊の部隊の要員が共に宿営するものに対する攻撃があつたときは、当該宿营地に所在する者の生命又は身体を防護するための措置をとる当該要員と共同して、第3項の規定による武器の使用をすることができる。」と規定されていることは認める。

イ 第2段落について

28.11考え方、「一つの宿营地を、自衛隊の部隊の他、ルワンダ等、いくつかの部隊が活動拠点としている。このような宿营地に武装集団による襲撃があり、他国の要員が危機に瀕している場合でも、これまで、

自衛隊は共同して対応することはできず、平素の訓練にも参加できなかつた。しかし、同じ宿営地にいる以上、他国の要員がたおれてしまえば、自衛隊員が襲撃される恐れがある。他国の要員と自衛隊員は、いわば運命共同体であり、共同して対処した方が、その安全を高めることができる。」と記載されていることは認め、その余は原告らの意見ないし評価であるか争点と関連しないので、認否の限りでない。

ウ 第3段落について

原告らの意見ないし評価であり、認否の限りでない。

(9) 「8まとめ」について（28及び29ページ）

原告らの意見ないし評価であり、認否の限りでない。

4 「第4 南スーダンPKOにおける情報の隠蔽」について（29ないし37ページ）

争点と関連しないので認否の要を認めない。

5 「第5 米軍等の武器等防護とその違憲性」について（37ないし47ページ）

(1) 「1 米軍等の武器等防護のための武器使用の規定等とその運用指針」について（37ないし40ページ）

ア 「(1) 自衛隊法95条の2」について

認める。

イ 「(2) 2014年7月閣議決定」について

(ア) 第1, 第2及び第4段落について

認める。

(イ) 第3段落について

原告らの意見ないし評価であり、認否の限りでない。

ウ 「(3) 日米新ガイドライン」について

(7) 第1段落について

認める。

ただし、「合意」とあるのは「了承」とするのが正しい。

(1) 第2段落について

a 第1文について

認める。

ただし、「切れ目のない、力強い、柔軟かつ実効的な日米共同の対応」は、目的ではなく、強調されている事項である。

b 第2文について

原告らが引用する同ガイドラインの記載のうち、後半部分の「また、(中略)と定められている。」との部分は、存立危機事態における対処であり、自衛隊法95条の2を根拠とする武器等防護には該当しないから否認し、その余は、同ガイドラインに当該記載があることは認める。

エ 「(4) 自衛隊法95条の2の運用方針」について

(7) 第1段落について

国家安全保障会議が平成28年12月22日に「自衛隊法第95条の2の運用に関する指針」を決定したことは認め、その余は原告らの意見ないし評価であり、認否の限りでない。

(1) 第2ないし第4段落について

認める。

(2) 第5段落について

原告らの意見ないし評価であり、認否の限りでない。

(2) 「2 米軍等の武器等防護の違憲性」について (40ないし44ページ)

ア 「(1) 自衛隊の武器等防護(自衛隊法95条)の趣旨」について

「自衛隊95条に規定する武器の使用について」（平成11年4月23日衆・防衛指針特委理事会提出資料）に、自衛隊法95条に規定する武器の使用と武力の行使との関係について、「自衛隊法95条に規定する武器の使用も憲法9条1項の禁止する『武力の行使』に該当しないものの例である。」などと記載されている限度で認め、その余は原告らの意見ないし評価であり、認否の限りでない。

イ 「(2) 自衛隊法95条の2の違憲性」について

(ア) 「ア」について

認める。

(イ) 「イ」ないし「エ」について

山本庸幸内閣法制局第二部長（当時）が、平成15年（2003年）6月13日の外務委員会において、「政府は、武力の行使とは、基本的には国家の物的、人的組織体による国際的な武力紛争の一環としての戦闘行為をいうというふうに解してきておりますので、その相手方が国、または国に準じる組織であった場合でも、憲法上の問題が生じない武器の使用の類型といったしましては、従来の自己等を防護するためのもの及び自衛隊法95条に規定するもの以外にはなかなか考えにくいというふうに考えております」と答弁したことは認め、その余は原告らの意見ないし評価にわたるものであり、認否の限りでない。

ウ 「(3) 憲法違反の武力行使の危険性」について

黒江哲郎防衛省防衛政策局長（当時）が、平成27年7月8日の我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会において、「平時において公海上で米軍と自衛隊のイージス艦が警戒監視活動を行っている場合に、何らかの要因で米艦に向かってくるミサイルを自衛隊のイージス艦が迎撃する、そういうことが可能になるということですか」との質問に対し、

「今先生がお引きになられました例でいいと、平時において警戒監視活動を日本の自衛隊と米軍の艦艇とが行っているということでございまして、それが（引用者注：自衛隊法）95条の2の条文に言います我が国の防衛に資する活動であるということであろうと思います。そういうものを現に自衛隊と連携して行っているということであれば、大臣がそれについて必要であるという御判断をなされれば、そういうことで95条の2というものを適用するという可能性はございます」などと答弁したことは認め、その余は原告らの意見であり、認否の限りでない。

(3) 「3 米軍等の武器等防護規定の適用開始」について（45ないし47ページ）

ア 「(1) 米補給艦防護の経過」について

(ア) 第1段落について

平成28年12月22日、国家安全保障会議が自衛隊法95条の2の運用指針を決定したことは認め、海上自衛隊の護衛艦と米海軍補給艦の行動及びそれに係る防衛大臣の命令については、米軍等の能力を明らかにし、その活動に影響を及ぼすおそれがあり、他国（アメリカ合衆国）との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、公表済みのものを除き、これを明らかにすることができる（民事訴訟法223条4項1号参照）。

(イ) 第2段落について

原告らの意見であり、認否の限りでない。

(ウ) 第3段落について

平成29年1月20日にアメリカ合衆国（以下「米国」という。）においてトランプ大統領が就任したこと、同年2月10日に米国ワシントンにおいて日米首脳会談が行われたこと、同年3月7ないし10日、海

上自衛隊護衛艦（以下「海自護衛艦」という。）2隻がアメリカ合衆国航空母艦（以下「米空母」という。）カールビンソンと東シナ海周辺海域において共同巡航訓練をしたこと、同月27ないし29日、海自護衛艦5隻が米空母カールビンソンと東シナ海周辺海域において共同巡航訓練をしたこと、同年4月23日、海自護衛艦2隻が米空母カールビンソンと西太平洋において共同巡航訓練をしたこと、同年5月3日、海自護衛艦2隻がシンガポール共和国へ向かったことは認め、その余の海自護衛艦及び米空母の動向については、他国（米国）との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、これを明らかにすることはできず（民事訴訟法223条4項1号参照）、その余は争点と関連せず、また、原告らの意見ないし評価を述べるものであり、認否の限りでない。

イ 「(2) 上記米艦防護の性格と今後の危険性」について

原告らの意見にわたる部分は認否の限りでなく、その余は前記アで述べたとおり認否を差し控える。

6 「第6 駆け付け警護等及び武器等防護による原告らの権利侵害」について (47ないし52ページ)

全体として争う。

第2 原告ら準備書面(10)に対する反論

1 原告らの主張

原告らは、「駆け付け警護の新任務の付与や、米軍の武器等防護のための米軍艦船の自衛隊の護衛艦による警護の実施は、自衛隊の武力の行使に至る現実的危険を生じさせたものとして、2014年7月閣議決定及び新安保法制法の制定による原告らの」平和的生存権、人格権及び憲法改正・決定権の「侵害の現実化にほかならない」から、これらの権利を侵害するものである旨主張する。

ようである（原告ら準備書面(10)第1の2・5ページ）。

2 被告の反論

しかしながら、南スーダンに派遣されていた自衛隊の部隊への駆け付け警護の任務の付与や、米軍艦船の自衛隊護衛艦による警護の実施は、いずれも原告に向けられたものではなく、原告らの権利ないし法的利益に何ら影響を及ぼすものではないことに変わりはない。

そして、被告の平成29年9月15日付け準備書面(2)（以下「被告準備書面(2)」という。）第2の1（6ないし8ページ）で述べたとおり、国賠法上の違法は、国賠法の救済が得られる具体的な権利ないし法的利益の存在が前提となり、そもそも原告らに権利ないし法的利益が存在しない場合には、国賠法上違法となる余地はないところ、原告らは、国賠法の救済が得られる具体的な権利ないし法的利益を何ら提示していない上（同書面第2の2・8ないし10ページ）、原告らの主張する「平和的生存権」、「人格権」及び「憲法改正・決定権」は、いずれも、国賠法の救済が得られる具体的な権利ないし法的利益とはいえない（被告準備書面(1)第3及び第4・31ないし39ページ、被告準備書面(2)第3・10ないし13ページ）。

したがって、原告らの主張は失当である。

第3 結語

よって、原告らの請求は、速やかに棄却されるべきである。